

事業群評価調査(平成29年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	県民生活部食品安全・消費生活課
施策名	(3) 食品の安全・安心の確保と安全・安心な消費生活の実現	課(室)長名	永橋 法昭
事業群名	消費生活苦情相談の実施	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 商品・サービスの多様化や消費者取引形態の複雑化に伴う消費者からの多岐にわたる苦情相談に的確に対応して、消費者利益を擁護するとともに、被害の未然防止・再発防止を図ります。						(取組項目))消費生活センターにおける専門相談員による苦情相談)市町の消費生活センター・相談窓口の整備や相談員の研修など市町の取組を支援)消費者の利益擁護を図るための取組支援
指 標		最終目標(H32)	目標(H28)	実績(H28)	達成率	(進捗状況の分析) 県では国の地方消費者行政推進交付金を活用し、相談体制の整備・強化のための費用の補助、専任の市町支援相談員の設置、研修会の実施等による市町支援を行っている。 また、住民により身近な市町の消費生活相談体制を充実強化させることで県民の利便性を高めることを目的に、相談の掘り起こしを行っている。 このような取組により、28年度の相談実績は11,149件(県:2,807件、市町8,342件)となった。
事業群	県・市町の消費生活センター及び相談窓口における相談件数	13,000件	12,200件	11,149件	91%	
その他						

2. 28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				28年度事業の成果等	中核事業			
			H28実績	一般財源	人件費(参考)		事業対象	指標	主な目標	H28目標			H28実績	達成率	
			H29計画	一般財源	人件費(参考)					H29目標					
取組項目	消費生活苦情相談推進費	H25-	16,997	16,997	4,021	消費者(県民) 消費生活トラブルに関する県民からの苦情相談に対して、助言、斡旋、情報提供などを行い、消費者の利益の擁護と被害の救済、未然防止を図るとともに、消費者の消費生活に関する知識の普及に努めた。	活動指標	弁護士相談回数(回)	12	12	100%	法的な確認が必要な相談案件については、弁護士相談会を毎月設け、適切なトラブル解決に寄与した。相談対応では「助言」が減少し「斡旋」が増加するなど対応に時間を要する相談が増えている。県での斡旋相談解決率は12.5%となり、消費者の利益擁護と被害救済に寄与した。			
	食品安全・消費生活課		17,612	17,612	4,037		成果指標	斡旋相談解決件数/相談件数(%)	11.0	12.5	113%				
取組項目	消費者行政活性化事業費	H25-	46,402	0	2,413	消費者(県民) NPO法人 市町の消費生活センターや消費者相談窓口の維持・拡充、相談員の研修、市町支援相談員による指導を実施し、市町の消費者行政の強化を図った。 消費者の利益擁護を図るため、事業者の不当行為に対し差止請求ができる「適格消費者団体」の認定を本県で目指すNPO法人を支援し、消費者被害の発生及び拡大を防止する。	活動指標	市町相談員や担当者向けの集合研修回数(回)	6	6	100%			長崎県消費者行政推進交付金等の活用により、目標の全21市町には届かなかったが、18市町に専任の消費生活相談員が配置された。	
							活動指標	消費者被害防止・救済のための調査・研究会開催(回)	6						
	成果指標		消費生活相談員がいる市町数	10											
	成果指標		事業者の不当行為を是正するための申し入れ件数(件)	21	18		85%								
	食品安全・消費生活課		71,253	0	2,423			1							

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>)消費生活センターにおける専門相談員による苦情相談</p> <p>多岐にわたる苦情相談への対応や被害者の救済を図るため、県消費生活センターでは以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員6名を配置し、苦情相談を受け付け、助言、斡旋、情報提供、対応窓口の紹介等を実施(28年度苦情相談件数2,807件) ・県消費生活センターに寄せられる苦情相談は複雑・多様化しており、処理に時間を要する斡旋対応の相談も増加している。 ・相談員が相談者と一緒に事業者と交渉する斡旋処理による解決率は全国トップクラスである。 <p>複雑・多様化する相談に対応するため、消費者庁が実施する研修等への参加など、県の専門相談員としての対応能力強化を今後も図っていく必要がある。</p>
<p>)市町の消費生活センター・相談窓口の整備や相談員の研修など市町の取組支援</p> <p>市町相談員のレベルアップを図るため、県消費生活センターでは以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に出向いて助言、指導などの援助を行う専任の市町支援相談員を1名配置(28年度市町派遣回数60回) ・市町の新規採用相談員等を対象に、県センターでOJT研修を実施(28年度3回9日間、7市町参加) ・市町相談員や担当者向けの集合研修を開催(28年度6回) ・補助事業や研修会等を実施することにより、市町の相談体制の充実や相談員等の能力向上を図った。 ・市町の消費生活相談体制の整備は整いつつあるが、その機能を十分に発揮していくためには、住民に対しての相談窓口の周知を図るとともに、複雑・多様化する相談にきめ細かくに対応する市町相談員の更なるレベルアップや育成支援が引き続き必要である。
<p>)消費者の利益擁護を図るための取組支援</p> <p>消費者契約に関連した被害の拡散防止を図るため、消費者団体訴訟を提起し、不当行為そのものの差止請求ができる「適格消費者団体」については、その認定を受けるため、継続的な活動(研修会開催)及び実績(申入れ件数)と差止請求関係業務に係る事務処理を行うための事務所・備品の整備が必要である。そのために、国の地方消費者行政活性化基金を活用し、新たに適格消費者団体の認定を目指すNPO法人の活動を支援することで、県民の消費者の利益擁護を図る。</p>

4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「-」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目	消費生活苦情相談推進費	社会経済情勢に応じた適切な相談対応を実施するため、依頼のあった市町に県専門相談員を派遣し助言指導を実施するほか、市町相談体制の充実強化に引き続き取り組む。また、警察や市町、民間団体等と連携した啓発広報を実施し、相談の掘り起こしを図る。		社会経済情勢の動向により変化する消費者トラブルを適切に解決するため、専門分野の相談業務研修や他県との相談事例研究など、有意義な研修等への参加などにより、県専門相談員の相談対応能力の更なる向上を図るとともに、市町相談員の斡旋対応能力を向上させるため、市町相談業務への助言、指導も併せて行っていく。	改善
取組項目	消費者行政活性化事業費	消費者の利益擁護のため適格消費者団体への認定を目指す団体への支援を実施する。		国の地方消費者行政推進交付金を活用した市町専門相談員のレベルアップのための研修参加支援、研修会の開催、市町支援相談員の訪問指導による市町の相談機能の強化を図っていく。また、適格消費者団体への認定を目指す団体への活動支援を引き続き実施していく。	改善